一〇の二、字半田セド六二三、六二四の一、六二五から六二九まで、六三〇の一、六三〇の二、六三一から六三九まで、六四〇の一、六四一、六四二の二、字コイツ谷六四三、六四四、六四五の一、六四五の二、字新田平上六四六の一、六四六の二、六四七から六四九まで、字藤谷奥六六四から六六六まで、六六七の一、六六七の二、六六八、六六九の一、字立木口右六七〇の一、六七一から六七三まで、六七四の一、六七四の二、六七七から六七九まで、六七八の一、六七八の二、六七九の一、六七九の二、字小谷六八〇の一、六八〇の二、六八一から六八五まで、六八六の二、字オナ谷六八七の一、六八七の三から六八七の八まで、大字真鹿野字松ノ木五六五の二、五六五の四、五六五七、五六八、五六九の一、五六九の二、字長迫五七〇の一、五七二から五七五まで、字草平五七六から五七八〇、五八一の一から五八一の一〇まで、五八二から五八四まで、字北谷五八五、五八五の一から五八五の五まで、五八六から五九六まで、五八六の一、字土居ノ瀬戸六〇一、六〇三、六〇五、六〇七から六一四まで、六〇八の一、六〇八の三、六一四の一、字道ヶ市六一五から六三三まで、六二二の一、字金谷奥六三三、六三四の一、六三四の五から六三四の二五まで、六三六の四から六三六の一四まで、六三七から六四九まで、六四四の一、六五〇の五から六五〇の一五まで、六五一から六五九まで、字小谷二一一、二一四、六六〇の一、六六一の一の三まで、六六二、六六三、六六四の二から六六四の五まで、六六五、六六六の一から六六六の三まで、六六七から六七五まで、六六九の一、六七七の一、六七七の二、六七七の四、字桑村谷六七八から六九三まで、字後谷六九四から六九七まで、六九八の一、六九八の二、六九九の一から六九九の五まで、七〇〇から七〇四まで、七〇一の一、七〇五の一、七〇五の二、七〇六、七〇六の一、七〇八、七〇八の一、七〇九、七〇九の一、字本谷奥七一〇から七一七まで、七一八の一から七一八の二一まで、七一八の五まで、七一八の七から七一八の二一まで、七一八の二三から七一八の四九まで、七一九から七二五まで、七二九、七三〇の五、七三六、七三八の一から七三八の二七まで、七三九、七四一から七四六まで、七四四の一、七四五から七五〇まで、七五一の一から七五一の一八まで、字奥ヶ市七三四の一、七三四の三、字酒銭田七五二の二、七五三から七五七まで、七五八の一から七五八の一〇まで、七五九から七六五まで、七六〇の一、七六八から七七五まで、七七六の一、七七八、七七九の一から七七九の三まで、七八〇、七八〇の一、七八一、字寺土居七八二から七九三まで、字梅ノ木谷七九四から八〇九まで、八〇二の一、八一〇の一、八一〇の二、八一一の一、八一一の二、八一二から八一五まで、字市略谷八一六から八二三まで、大字野原字野谷口下モ平二一七、二一八の一、二一八の二、二一九から二二二まで、字野谷奥二二三から二二五まで、二二八から二三二まで、三〇三の一、三〇四の一、字小谷二三五、二三六の一、二三六の二、二三七、二三八、字野谷口上平二三九の一、二三九の二、二四〇の一、二四〇の二、字西谷口二五五から二六〇まで、字西谷奥下平二六二から二六五まで、二六九から二七三まで、三〇五の一から三〇五の一〇まで、三〇六の一から三〇六の一九まで、三〇七の一から三〇七の四四まで、字西谷奥上平二七四、二七六から二八七まで、二八七の一、二八八の一から二八八の三まで、二八九、二九〇の一、二九〇の二、二九一から二九六まで、二九五の一、二九六の一、三〇八の一から三〇八の二〇まで、三〇九の一から三〇九の二五まで、字山本三〇〇の一、三〇一の一、大字奥本字山本六二八の一、六二八の三、六二八の四、六二八の七、六二九の一、六二九の二、六三〇の一、六三一、六三二の一、六三三、字家ノ奥六三四の二、六三四の三、六三五の一、六三五の二、六三六から六三九まで、六四〇の一、六四〇の三、六四〇の六、六四五の一、六四五の二、六四六、字郷平六四七の一から六四七の三まで、六四七の八、六四九の一、六四九の二、六五三、六五五から六六二まで、六六四、六六五、字皆地六六八の一から六六八の五まで、六六八の七、六六八の八、六六九、六六九の一から六六九の九まで、六七二、六七七、六七八、六七八の一、字臼ヶ谷六八〇、字本谷六八四の一、六八四の二、六八四の五、六九一の一六から六九一の三一、六九一の四、六九一の一一、六九一の一三、六九一の一六から六九一の三一まで、字クジヤ谷七〇一の四、七〇一の五、七〇一の七、七〇一の九から七〇一の一一まで、七〇一の一四、七〇一の一九、字上ミ町七〇二の一、七〇三の一、七〇四の一、七〇五から七〇七まで、七〇九、七〇九の一、七〇九の二、七一〇、七一〇の一、七一一の一、七一二、字松ノ木七一三の一、七一四の一、七一五から七一七まで、七一八の一、七一八の三、七一八の四、七二〇、七二二、七三三の二、字下モ田七二七、七二八の一、七二九の一、七三〇の一、七三一の一、七三二の一から七三二の三まで、七三三の一、字坊ヶ谷七三四の一、七三五、七三六の一、七三七から七三九まで、七四〇の一、七四〇の二、七四二、七四三、七四四の一、七四四の二、七四五の一から七四五の三まで、七四六の一、七四七の一、七四七の二、字梅木谷七四八、七四九の一、七四九の二、七五一の一、七五二、七五三の一、七五三の二、七五四、七五五、七五六の一から七五六の三まで、七五七の一、七五九の一、七六〇の一、字坂ノ谷七六二から七六四まで、七六二の一、七六五の一から七六五の三まで、七六五の五から七六五の九まで、七六五の一二から七六五の二一まで、七六五の三三、七六五の三六、七六五の五一、七六六から七六九まで、七八三の三、七八四の一四、七九二、七九三の二から七九三の八まで、七九三の一〇から七九三の一八まで、七九三の二〇、七九三の二二、七九三の二四、七九三の二六、七九三の二八、七九三の三〇、七九四の一、七九五、七九六、七九七の一、七九八の一、八〇〇の一、八〇一の一、八〇二の一、八〇三、八〇四、字笠木口八四四の二から八四四の四まで、八四五の一から八四五の三まで、八四六、字大谷口九〇三の一から九〇三の六まで、九〇三の一二、九〇三の一三、九〇四の二、九〇六の一、九〇六の三、字二ヶ月九〇七の一、九〇八、九〇九の一、九〇九の二、九一〇の二、九一〇の一四から九一〇の一七まで、九一〇の二七から九一〇の三〇まで、九一〇の四三、九一一の一、九一一の二、九一二、九一三の一、九一三の二、九一三の四、九一四の一、九一五の二、九一五の四、九一五の五、九一五の八、九一五の九、九一六の一、九一六の二、九一六の四、九四六の一、九四六の二、九四六の四、九四七の一、九四七の一三から九四七の二〇まで、九四七の二三から九四七の二七まで、九四七の三九まで、字ヒコガ迫九五〇から九五三まで、九五〇の一、九五五の一、九五五の三から九五六の八まで、九五六の一〇、字又毛口九八七から九九〇まで、九九一の一、九九一の二、九九二から一〇〇〇まで、九九三の一、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇二から一〇〇九まで、一〇一〇の一、一〇一〇の二、字又毛長迫一〇一一、一〇一三、一〇一四、一〇一五の一、一〇一六、大字東字塚字隠谷上四四〇、四四一の一、四四一の二、四四二の二、四四三の二、四四四の一から四四四の三まで、四四四の五から四四四の八まで、四四四の一三から四四四の一五まで、四四四の二三から四四四の二五まで、四四四六から四四四九まで、四五一の一、四五二の二、四五三の一、四五三の二、四五四、四五六の一、四五七、四六二、四六五の一、四六六、四六九の一、四七〇から四七三まで、四七四の一、四七四の二、四七九、四八一の一、字井手ノ上五一九の二、五一九の五、五二二、五二五の一、五二五の三、五二七、五二八、字高尾谷五二九、五三〇、五三二から五三六まで、五四一から五四三まで、五四五の一、五四六の一、字弥平田平六三八の一、六四一、六四二、六四六から六四八まで、六五一、六五二、字池ノ谷口六五三から六五五まで、六五八、六五九、字池ノ谷奥六六〇、六六三、六六四、六六八、六六九、大字大背字ツヅラ原奥一五五一の一から一五五一の一六まで、一五五一の二一、一五五一の二四、一五五一の二五、一五五一の三二、一五五一の三五、一五六から一五五八まで、一五五九の一三、一五五九の一四、一五六〇、一五六一の一から一五六一の一六まで、一五六二、一五六三の一から一五六三の三まで、一五六三の五から一五六三の一五まで、一五六三の一七、一五六三の二二から一五六三の二四まで、字カウカ谷奥一五六四の一、一五六四の三、一五六四の六、一五六四の七、一五六五の一、一五六五の二、一五六五の六、一五六六、一五六七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）